

令和7年

第6回本巢市教育委員会会議録

(令和7年5月23日)

本 巢 市 教 育 委 員 会

第 6 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 本庁舎 3階 大会室
会 議 令和7年5月23日 金曜日 午後3時00分
出席者 教 育 長 川治 秀輝
教育委員 小澤 明年
教育委員 黒田 隆吉
教育委員 松浦 尚美
教育委員 藤木 節子

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	高木 孝人	教育委員会事務局長 兼教育総務課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	脇田 純一	幼児教育課長
	新井 恒雄	学校教育課主幹
	登尾 裕美	幼児教育課主幹
	小林 恵美	学校教育課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐
	翠 巖	学校給食センター所長
	中野 徳和	社会教育課課長補佐
	廣瀬 義隆	社会教育課課長補佐

議 題

- 議第21号 議会提出議案に係る意見聴取について
(令和7年度本巢市一般会計補正予算(第1号)のうち、教育に関する事務に係る部分について)
- 議第22号 本巢市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議第23号 本巢市体育施設及び本巢市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議第24号 本巢市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議第25号 本巢市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議第 2 6 号 本巢市指定無形民俗文化財の指定について

議第 2 7 号 本巢市指定天然記念物の指定解除について

その他

(1) 本巢市子ども・子育て会議の委嘱について

(2) 次回教育委員会開催期日について

開会 午後 3 時 0 0 分

- 川治教育長 : 開会を宣告した。
- 川治教育長 : あいさつ、報告の中で
- ①春の叙勲で、東京理科大学の秋山仁先生が瑞宝中綬章を受章したことを報告。
 - ②人と人とのつながりの力を強調。秋山先生の紹介により、鬼武みゆきさんの講演会・コンサートが 7 月 27 日に開催される運びとなった。
 - ③教育現場の課題として不登校を挙げ、本巢の学び舎の開設、不登校児童への給食提供（週 1 回・無料）など、心理的安全性の高い居場所づくりを進めていると説明。
 - ④防災教育の取り組みとして、岐阜県の「政策オリンピック」において中学生防災士が審査員を務める予定。
 - ⑤本巢松陽高校との連携を強化し、地域のリーダー育成を目指す。校長らが小中校長会へ出席希望。
-

- 川治教育長 : 各課からの報告を求めた。
- 新井主幹 : 資料に基づき説明した。
- 川治教育長 : 大阪・関西万博について、本巢市は市が費用負担して参加を決定。他市町は学校判断によるが、市負担は本巢市のみ。会場の安全性懸念もあるが、国主導事業であること、学びの機会と捉えて実施すると説明
- 黒田委員 : 下見は行っているのか。
- 新井主幹 : 当日、真正中・糸貫中が万博に参加中と報告。下見も実施済み。
- 脇田課長 : 資料に基づき説明した。
- 野原課長 : 資料に基づき説明した。
- 小林総括補佐 : 質問がないことを確認。
-

- 川治教育長 : 議第 2 1 号「議会提出議案に係る意見聴取について（令和 7 年度本巢市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、教育に関する事務に係る部分について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
- 高木事務局長 : 令和 7 年第 3 回本巢市議会定例会に提出する令和 7 年度本巢市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、教育に関する事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。
- 川治教育長 : 子ども電話相談窓口設置について補足説明をした。
- 川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第22号「本巣市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

翠所長 : 委員に規定されていた「連合PTA家庭教育委員長」の役職が廃止されたため、「連合PTA代表」へと表記変更を行うため、資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第23号「本巣市体育施設及び本巣市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

中野課長補佐 : 外山小・一色小の体育館に冷暖房設備を新設するため、利用料を定める必要があると資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第24号「本巣市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

新井主幹 : 令和7年4月1日から1年間を任期とする本巣市教育支援委員会委員として、別添の者を規則第3条の規定により委嘱することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 教育支援委員会の説明を求めた。

新井主幹 : 教育支援委員会の役割と、次年度委員の任命について説明。委員には学校医等も含まれ、特別支援教育の方向性を決定する役割がある。

小澤委員 : 委員名簿の中に事務局3名が記載されている点を指摘。

新井主幹 : 委員ではなく、区別を明確にすると回答。

黒田委員 : 特別支援学級の対象選定について、より丁寧な対応が必要ではないかと提言。

川治教育長 : 支援学級は定員8人。申請には2人以上が必要。今年度は弾正小・一色小で新設。生活支援員の配置が進んでいるが、担任力の低下

も懸念されると述べた。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 25 号「本巣市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

翠所長 : 本巣市学校給食センター条例施行規則第 5 条の規定により委嘱することについて、教育委員会の承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

黒田委員・小澤委員 : 名簿表記の確認と修正点を確認。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、訂正後、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 26 号「本巣市指定無形民俗文化財の指定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

中野補佐 : 調査の結果、唯一の伝承として文化的価値が認められ、文化財保護審議会より指定の答申があったと説明した。

小澤委員 : 実際に踊られる様子を語り、価値ある伝統文化と述べた。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 27 号「本巣市指定天然記念物の指定解除について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

中野補佐 : 本巣市指定天然記念物春日神社の杉及び善永寺のモチノキについて、腐朽に伴い倒木の危険があると判断され、文化財保護審議会へ諮問したところ、解除の答申があったため、指定を解除することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

倒木の危険性から、文化財保護審議会で解除答申を受けたと報告。周囲への被害を防ぐ目的で伐採予定。。

野原課長 : 危険がある場合、文化財保護法により伐採が可能。樹木医の診断を実施済み。

小澤委員 : 定期的な点検や今後の対応の必要性を提言

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおりで承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

小林総括補佐 : 日程 5 「その他」について

脇田課長 : (1) 本巢市子ども・子育て会議の委嘱について

市の「子ども・子育て会議」は、保育施設定員や支援計画などを審議する会議であり、教育委員から 1 名が参画。保護者枠として松浦委員に依頼し、快諾いただいたと報告。

川治教育長 : 任期は 2 年で、松浦委員にお願いしたいと述べた。

小林総括補佐 : (2) 次回の教育委員会開催日について諮り、6 月 27 日 (金) 午後 1 時 30 分に決定した。

小林総括補佐 : 以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後 4 時 20 分